

学校法人明治学院リスクマネジメント推進規程

2025年 3月28日 定期理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明治学院（以下「学院」という。）およびその設置する学校において教育事業およびその経営を行うにあたり、様々なリスクを的確に把握し、低減につとめるとともに、危機が発生した場合に迅速かつ的確に対処するため、リスクおよび危機を組織的に管理、統括するための体制、対応方法等を定めることを目的とする。

2 学院は、理事会が定める[内部統制システム整備の基本方針](#)の下で、内部統制システムの一環として、この規程に基づいてリスクマネジメントを推進するものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、第3条に定める危機およびリスクに対して適用する。ただし、別途法令および学内規程等により定める事項がある場合には、当該法令および学内規程等の定めによる。

(定義)

第3条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 安全 生命が本来の姿で維持できる状態、財産が保全できる状態、社会、組織の存続が可能な状態等、当事者が安心できる状態
- (2) 危機 安全を脅かす状態・事象、および組織存亡に関わる事件・事故
- (3) リスク 学生等および役職員の安全、学院および設置する学校の運営、資産、社会的評価に損失を生じさせる可能性（別表に例示）
- (4) リスクマネジメント 組織運営に悪影響を与えるリスクを把握し、リスクがもたらす損失の極小化を図るもので、組織運営に悪影響を与える重要なリスクを合理的に管理するための手法
- (5) 部局等 大学の学部（教養教育センターを含む）および研究科、研究所、法人部門および大学事務局に置かれる事務部署、中学校および各高等学校

(責務)

第4条 教職員は、学院におけるリスクマネジメントが適切かつ有効に機能するよう、理事長、学院長、学長、各学校長のほか業務を執行する理事、部局等の長その他権限を有する者の指示があった場合には、迅速にこれを遂行しなければならない。

(リスクマネジメント推進体制)

第5条 理事長は、リスクマネジメント最高責任者（以下「最高責任者」という。）として、学院におけるリスクマネジメントを総括する。

2 総務理事は、リスクマネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）として、リスクマネジメントに関する業務を統括する。

3 学院長、学長、各学校長のほか業務を執行する理事は、リスクマネジメント推進責任者（以下「推進責任者」という。）として、それぞれの分掌または設置学校に関わるリスクマネジメントの推進を指揮する。

4 部局等の長は、当該部局等におけるリスクマネジメントの管理責任者として、リスクマネジメントの推進体制の充実に努めるとともに、リスク対策を実施する。

(リスクマネジメント推進委員会)

第6条 学院におけるリスクマネジメントを推進するため、リスクマネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 学院長
- (3) 学長
- (4) 高等学校長
- (5) 中学校・東村山高等学校長
- (6) 総務理事
- (7) 財務理事
- (8) 内部監査室長
- (9) 総務部長

- (10) その他理事長が指名する者
- 3 委員会の委員長は、理事長とする。
- 4 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に陪席させ、意見を聴くことができる。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) リスクマネジメントの基本方針に関すること
- (2) 危惧されるリスクの想定・把握・評価に関すること
- (3) 重大な危機および想定されるリスクへの対応策に関すること
- (4) リスクマネジメントに関わる教育・訓練の実施に関すること
- (5) その他リスクマネジメントの推進に関すること

(リスク対策の実施)

第8条 学院における事業活動に関するリスク対策は、職務を執行する各部局等が自律的に実施する。

2 部局等におけるリスク対策の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) リスクに係る情報の収集および分析・評価に関すること
- (2) 危機管理マニュアルの作成および実施に関すること
- (3) リスクに係る学生等および役職員への情報提供に関すること
- (4) リスクに係る他部局等および委員会との連携に関すること
- (5) 前各号に附帯する業務

3 部局等の長は、リスクマネジメントの基本方針を踏まえ、リスク対策を実施する。

4 部局等の長は、リスク対策の実施結果を委員会の求めに応じて報告する。

(リスクの統括管理)

第9条 学院におけるリスクの統括管理は、内部監査室が一元的に行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について業務を執行する理事および理事会に報告する。

(危機発生時の対応)

第10条 教職員は、緊急に対処すべき危機が発生し、または発生するおそれがあることを発見したときは、部局等の長に報告するものとする。

2 部局等の長は、前項の報告を受け、または自ら危機を察知したときは、当該危機の状況を確認のうえ、推進責任者に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 推進責任者は、前項の報告を受けたときは、当該危機の対処方針を部局等の長と協議、決定し、統括責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた統括責任者は、当該事案が重大な危機にあたりと判断したときは、最高責任者へ報告するものとする。

5 前項の報告を受けた最高責任者は、リスクマネジメント推進委員会で審議するほか、学院の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては理事会に付議し、必要な対応策等を決定する。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、総務部で行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

1 この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表

リスクの分類	具体例等
自然災害に関するリスク	自然災害（地震、台風、水害等）
健康被害に関するリスク	感染症、食中毒、毒劇物・有害物質・RI（放射性同位元素）等の管理体制、メンタルヘルス
情報に関するリスク	情報漏えい（機密情報、個人情報等）、情報セキュリティ、安全保障輸出管理

事件・事故・不祥事に関するリスク	重大事故（大規模火災、実験事故等）、重大事件（テロ等）、海外における事件・事故、訴訟事案、施設内での災害・事故（不審者侵入、不審物等）、ハラスメント、知的財産権侵害、会計上の不正、研究上の不正、不祥事・犯罪（交通事故、窃盗等）、入試関係ミス、コンプライアンス違反
経済環境に関するリスク	金融市場の急変
その他	上記以外